

鹿島市立小・中学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

鹿島市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

# 1. 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

鹿島市では、一人一人の教職員が志を果たし、児童生徒と心身共に健康な状態で向き合い、ともに成長を喜び合える教育環境を創ることを目指す。そのためには、教職員がスキルアップを図るための学びの時間を十分に確保できる環境と教職員が自身の仕掛ける教育活動に手応えを感じ、より深く児童生徒と向き合おうとする教育文化の整備が不可欠である。教職員が児童生徒の成長に寄り添い、その成長を通じて教育活動の充実と働きがいを実感できる、魅力ある職場を構築することで、「ふるさとを愛するかしまの子ども」の育成に活力を持って向かうことができる教員集団を育てていきたい。

上記を実現するための本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知。以下「公布通知」という。）で示された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）の公布、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）施行を受け、同法第8条に基づき、策定する。

本計画の実施にあたり、市民総がかりでの取り組みとなるよう、鹿島市内における学校現場の現状や課題を広く市民と共有するとともに、関係機関との連携を深めることで、さらにこの取り組みを、持続可能な形で推進できるよう努めていく。

## (2) 本市の現状

- ① 本市では、令和2年（2020年）2月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「鹿島市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の適切な把握及びその縮減に努めている。
- ② 学校における働き方改革推進の具体的な取組として、以下のことを保護者や地域の理解を得ながら、学校支援体制の構築を進めている。

- ・夏季休業中における閉庁日の設定
- ・校務支援システムや学習支援システムの導入による業務の効率化
- ・ICT支援員や特別支援教育支援員、スクールサポートスタッフ、少人数学校支援員等の配置
- ・部活動指導員の活用
- ・留守番電話機の導入
- ・「部活動休養日」、「定時退勤日」の設定

・コミュニティ・スクールを活用した、地域住民やPTA等との連携

- ③ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の実績は以下のとおりである。

**【令和6年度の時間外在校等時間の状況】**

	年平均	月45時間を上回る 教職員の割合	月80時間を上回る 教職員の割合
小学校	月23時間58分	10.4%	0.0%
中学校	月33時間18分	28.0%	4.9%

- ア 1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が小学校で10.4%、中学校においては28.0%となっている。これまで、在校時間の短縮に努めてきたため、改善傾向にある。
- イ 一部の教職員に限っているが、長時間勤務が常態化している。中学校での部活動指導の業務負担や経験年数が少ない教職員の授業準備等で、時間外在校時間が80時間を超える職員がいる。しかし、授業で児童生徒と向き合うために授業準備に時間をかけ、自己研鑽につなげている職員もおり、児童生徒の成長を目の当たりにし、働きがいにつながっている面もある。
- ④ ストレスチェックの判定では、全国の平均を100とする総合判定において、小学校の教職員は、健康リスクが全国比の70%以下と低く、一部長時間勤務を行う職員も心のコンディションは保たれている。中学校の教職員も85%以下と小学校と比べてやや高リスクではあるものの、全国平均を下回っている。仕事の量的な負担感は全国平均より高いが、裁量度、上司の支援、同僚の支援は全国平均を上回っており、職場の環境としては、量的な負担を支え合う体制がとれているといえる。
- 小・中学校共にストレスの要因としては、全体の18.1%が「対処困難な児童・生徒への対応」と感じていて、もっとも多い項目となっている、次いで小学校は「事務的な業務量」が13.1%、中学校は「部活指導」が10.4%となっている。学習指導をストレスの要因と考えている教職員は5.6%であるため、対処困難な児童・生徒への対応や事務処理、部活指導に関するストレスが、学習指導を大きく上回っていることが分かる。

## 2. 目標

本計画において目指す目標は、以下のとおりである。

### (1) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」を前年度より向上させる。
- ② 休暇の取得に関して、「必要なときに遠慮せず確実に取得できる」と感じている職員の割合が90%以上とする。

### (2) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。
- ② 年間における1か月の時間外在校等時間の平均を30時間程度とする。
- ③ 年間における時間外在校等時間を360時間以内にする。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本計画期間中の重点事項として、業務の適正化及び健康確保に向けた以下の取り組みを体系的に推進する。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ① 学校以外が担うべき業務

ア. 登下校時の通学路における見守り活動（3分類①関係）

- ・ 地域の実情を踏まえつつ、防犯ボランティア等の現状の支援の継続を行い、およびPTA、地域コミュニティ等による通学路の見守り活動を推進する。

イ. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応  
(3分類②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域コミュニティ等が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わないこととする。

ウ. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応  
(3分類⑤関係)

- ・保護者や地域からの過剰な苦情、不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案に対し、学校のみによる対応としない体制を構築する。必要に応じてスクールロイヤーの積極的な活用を推進する。

## ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア. 調査・統計等への回答 (3分類⑥関係)

- ・校務支援システムの機能や「一人一台端末」の活用等によって、県や市から学校に发出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、鹿島市教育委員会内においても、目的が不明確な調査や類似調査の削減、照会様式の統一化や明瞭化に努める。

イ. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 (3分類⑨関係)

- ・学校プールでの授業については、令和8年度3小学校で市の施設を活用し、学校のプール管理の負担軽減となる。他の小・中学校においては、学校の現状を踏まえながら、計画的に民間や校外施設の活用の検討を進める。

ウ. 部活動

- ・令和8年度から10年度において地域展開スタイルを構築し、令和11年度以降の「休日の完全地域展開」を目指す。また、県の部活動ガイドラインを遵守し、休日の活動休止日設定、練習時間の短縮を徹底する。(3分類③関係)

## ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

ア. 授業準備・教材作成の補助 (3分類⑮⑯関係)

- ・学習支援システムの導入を行い、教材の準備等の負担軽減を図っているが、今後は採点作業等、その他の補助的な業務についても、デジタル技術の活用を促進する。

イ. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (3分類⑱関係)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、鹿島市の不登校コーディネーター、教育支援センター指導員、福祉課こども家庭センター等と教職員が連携する支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における次の取り組みを推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 教育課程の弾力的な運用を先行的に実践・研究することや形骸化していて十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、勤務時間内での放課後活動の設定など、日課表の工夫を行う。
- ② 長期休業の見直しを継続的に行うことにより、計画的に校務に取り組む。
- ③ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ④ デジタル技術の活用により、校内や保護者との情報共有などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務 DX チェックリスト」で達成状況を確認し、改善を図る。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等関係法規の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ② ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果を活用し職場環境の改善を推進する。
- ③ 心身の健康問題について学校ごとに相談員を設置し、毎年度初めに全職員へ周知する。
- ④ 各学校の実情に応じた効果的な定時退勤日を確実に週1回実施する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

## (1) 進捗状況の把握と公表

- ① 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を客観的に把握し、毎月の校長研修会で共有する。あわせて、鹿島市定例教育委員会において報告し課題を共有する。
- ② 時間外在校等時間に係る目標の達成状況や年休取得状況を、年単位で把握する。
- ③ ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

## (2) 学校への指導・支援の強化

- ① 教育委員会は各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや実地指導を実施する。特に、長時間勤務が常態化している教職員がいる場合や、休憩時間の確保が困難な学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別の支援・指導を重点的に行う。
- ② 管理職のマネジメント力の向上を図るため、校長等研修会等において、働き方改革やメンタルヘルスをテーマとした研修を充実させ、組織的な学校運営体制の構築を支援する。

## (3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- ① 児童生徒への多面的な支援と教員の負担軽減を両立するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどに加え、医療・福祉関係機関との連携を推進する。
- ② 福祉課や社会福祉協議会、児童相談所等と緊密に連携し、学校が抱え込みやすい福祉的課題に対して、行政全体での対応に努める。

## (4) 地域・保護者とのパートナーシップ（コミュニティ・スクールの活用）

市内全小中学校に設置されている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、鹿島市 PTA

連合会との連携・協力会議等の場を活用し、本計画の趣旨や「業務の3分類」について説明を行い、地域住民や保護者の理解と協力を得る。

(5) 計画の見直しと継続的な改善

本計画は、国や県の動向、および市内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

附則

(1) 本計画は、令和8年4月1日から施行する。